

大阪府 新型インフルエンザ等感染症等への対応関連資料 (現行の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組みや 新型コロナ対応等)

⑧医療、⑩検査、⑪保健については、参考資料 2 に記載

目次

①実施体制	P.3～P.4
②情報収集・分析、③サーベイランス	P.5～P.6
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P.7～P.8
⑤水際対策	P.9～P.10
⑦ワクチン	P.11～P.13
⑨治療薬・治療法	P.15～P.16
⑫物資	P.17～P.20
⑥まん延防止、⑬府民生活・府民経済	P.21～P.27

① 実施体制

行動計画における実施体制及び新型コロナ対応における取組み

政府

- ・ 政府行動計画（特措法第6条）
- ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

指定公共機関（特措法第2条第7号）

- ・ 業務計画（特措法第9条）

都道府県

指定地方公共機関（特措法第2条第8号）

- ・ 業務計画（特措法第9条）

大阪府感染症対策審議会、同審議会新型インフルエンザ等対策部会（審議会規則、要綱）

- ・ 都道府県行動計画（特措法第7条）
- ・ マニュアル（現在 計11個）

※大阪府指定地方公共機関22機関

（医療関係機関 7機関、医療機関 9機関
医薬品等卸販売業者 3機関、ガス事業者 1機関
貨物運送事業者 1機関、その他 1機関）

大阪府新型インフルエンザ等訓練（年に数回程度）

- ・ 本部事務局員（健康医療部及び危機管理室職員等）を対象に、行動計画に関する図上訓練や研修を実施
- ・ 健康医療部や保健所職員を対象とした各感染症に関する研修や、移送に係る訓練を実施

大阪府感染症対策本部（要綱 特措法適用前に本部設置を要する場合）

大阪府新型インフルエンザ等対策本部（特措法第22条, 条例、運営要綱）

各部の実施体制

健康医療部、政策企画部危機管理室、福祉部、商工労働部、教育庁等

※現行計画は、健康医療部と危機管理室で計8班を設置し、対応することとなっている。

市町村

- ・ 市町村行動計画（特措法第8条）

<新型コロナウイルス感染症対応>

- ・ 令和2年1月24日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を設置（国本部会議設置や、府内1例目患者確認前）
- 同日、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」を開催し、府による患者情報の一元化・公表を決定。また、府への入院調整の一元化等、初動体制を整備
- ・ 府庁では、全庁による応援体制を整備

- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス

新型コロナ対応における情報分析等の取組み

- ◆ 大阪府では、新型コロナ対応において、大阪府域の情報を一元化して収集・分析を行い、専門家の意見聴取の上、本部会議にて、感染・療養状況の情報共有や感染拡大防止策（府民への要請等）を決定した。

	情報分析等の取組み（例）
第一波	○大阪モデルの導入（国や他の都道府県に先行） …感染拡大状況及び医療提供体制のひっ迫状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング、「見える化」
	○感染経路（夜の街クラスターや海外由来等）の分析
第二波	○陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の状況、滞在エリア等の分析
	○重症、死亡例分析（以後定期的に実施）
第三波 ※感染リスクが高まる 「5つの場面」公表	○陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の状況、滞在エリア等の分析
	○クラスターの発生状況や感染エピソード等の陽性者の状況分析
第四波	○変異株（アルファ株）の重症化率等の分析
	○感染エピソード等の陽性者の状況分析や陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の状況分析
第五波	○感染エピソード等の陽性者の状況分析や陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の状況分析
	○ワクチン接種による状況分析
第六波	○クラスターの発生状況や感染エピソード等の陽性者の状況分析
第七波	○クラスターの発生状況や感染エピソード等の陽性者の状況分析
第八波	○年代別重症化リスク因子の有無の分析（全数届出見直し導入への影響分析）

第1波：令和2年1月29日～6月13日 第2波：令和2年6月14日～10月9日 第3波：令和2年10月10日～令和3年2月28日 第4波：令和3年3月1日～6月20日
 第5波：令和3年6月21日～12月16日 第6波：令和3年12月17日～令和4年6月24日 第7波：令和4年6月25日～9月26日 第8波：令和4年9月27日～令和5年5月8日

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

◆ 大阪府では、新型コロナ対応において、情報分析等に基づき、府民や事業者等とのリスクコミュニケーション等の取組みを行った。

＜新型コロナウイルス感染症対応＞

1 取組み

- 大阪モデルや「医療非常事態宣言」(※)による府民の行動変容の促進
※医療提供体制が極めて逼迫した際に発出し、府民にわかりやすくメッセージを発することで、府民の行動変容を促し、感染拡大を抑制
- 府民意識に関する府民アンケートの実施(計5回(R5年度末時点))
- 広報啓発(専用サイトの運用、日々の感染状況等の日次公表、知事会見・囲み取材、府政だよりやSNSを活用した情報発信、LINE等SNSを活用した情報発信等)
- 第三波半ばまでは、府民の不安を少しでも解消するため、不要な混乱を招かない範囲で、行動歴や濃厚接触者等、クラスターの発生場所等を公表

■ 新型コロナ対応時の陽性者等公表(第三波半ばまで) 陽性者数、検査件数、入院療養状況以外 ※第三波半ば以降は、詳細を記載した個票廃止

事例	公表範囲
患者(個別事例)の公表	年代、性別・居住地、職業、発症日、症状、同居家族や濃厚接触者、基礎疾患の有無、※初動は、渡航歴や感染対策の有無等も公表
クラスターの発生状況の公表	発生施設名(公表に了承を得られた場合)、陽性者数等
重症・死亡例の公表	年代、性別、死亡日、基礎疾患の有無、死因等

2 課題

- リスクコミュニケーションの在り方(双方向のコミュニケーションの在り方等)
- 陽性者数等公表にあたり、個人情報保護等人権保護の観点と、府民等の感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を提供することとのバランス
- 偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ

■ 一般社団法人大阪府人権協会 人権相談における新型コロナ関連の相談件数 (出典) 一般財団法人 大阪府人権協会事業報告

	2020年度	2021年度	2022年度
大阪府人権協会相談 窓口人権問題別件数 (相談件数総数)	161件(総数2,999件) (うち3割が差別に関するもの)	196件(総数2,246件) (うち23%が差別に関するもの)	439件(総数2,682件) (うち2.5割が差別に関するもの)

⑤水際対策

国の主な水際対策
 ①入国時検査
 ②陽性者の宿泊施設での療養
 ③入国者の宿泊施設での待機
 ④健康フォローアップに係る情報収集
 ⑤出国前検査証明書の確認
 ⑥ワクチン接種証明書の確認 等

<新型コロナウイルス感染症対応>

	府の連携に係る主な国の通知内容	府の取組み
第一波 ～ 第二波	流行地域に滞在歴のある者に対し、保健所にて健康フォローアップの協力要請	流行地域に滞在歴のある者に対し、保健所で健康フォローアップを開始（第一波） 濃厚接触者・検疫フォローアップセンターを設置し、保健所で実施していた流行地域に滞在歴がある者の健康フォローアップを一元化（第二波）
第六波	滞在国に応じた待機要請	検疫措置が強化され、外国人の新規入国停止とともに、オミクロン株陽性者との航空機同乗者については、濃厚接触者として府の宿泊施設への滞在を案内（濃厚接触者専用の宿泊施設の運営） 検疫後・宿泊施設退所後の入帰国者を対象に、関西国際空港にて抗原検査キット配布を開始（自宅待機期間中の簡易キットによるセルフチェック）

※上記以外に、入院調整等検疫所と連携

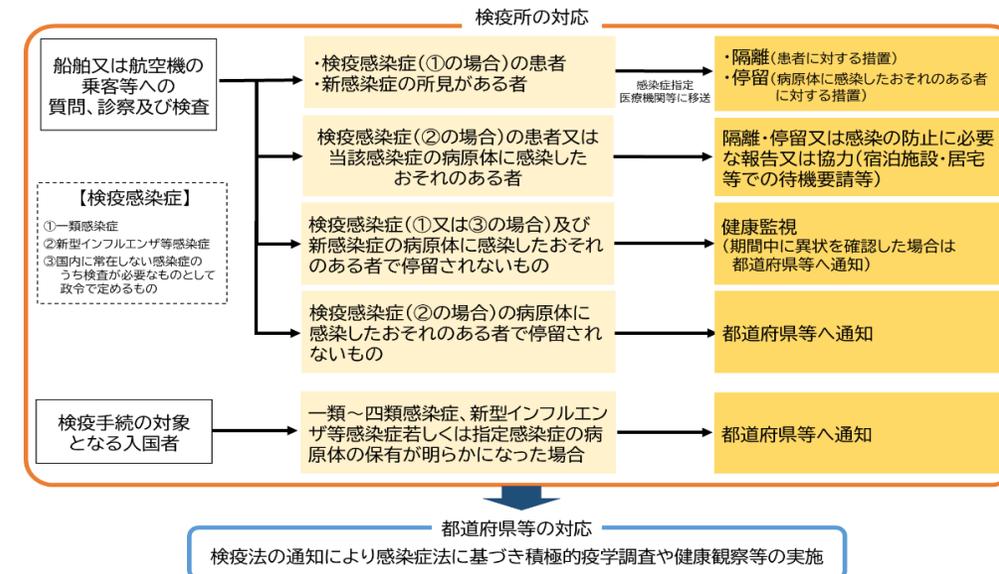
<平時の水際対策に係る取組み>

○研修や各種会議による情報共有等

- ・神戸、大阪、関空検疫所と府の共催により、近畿府県等の自治体及び検疫所・関係機関職員等を対象とした感染症に係る研修を年1、2回実施
- ・大阪検疫所を中心に府や関係機関が阪神港衛生管理運営協議会や大阪港健康危機管理会議を年1回開催し、環境衛生対策や検疫法に係る感染症の危機管理対応について情報共有
- ・関空検疫所が主催する検疫措置訓練への府職員の参加や、府が主催する一類感染症を想定した患者移送訓練に関空検疫所が参加する等相互の訓練に参加することにより情報共有を実施
- ・大阪府が主催する蚊媒介感染症対策訓練や動物由来感染症対策連絡会議に関空検疫所が参加し、疫学対策について情報共有等実施

○大阪府感染症予防計画（第6版）において、検疫所と連携の取組みについて記載

検疫感染症に係る検疫所及び都道府県等の対応

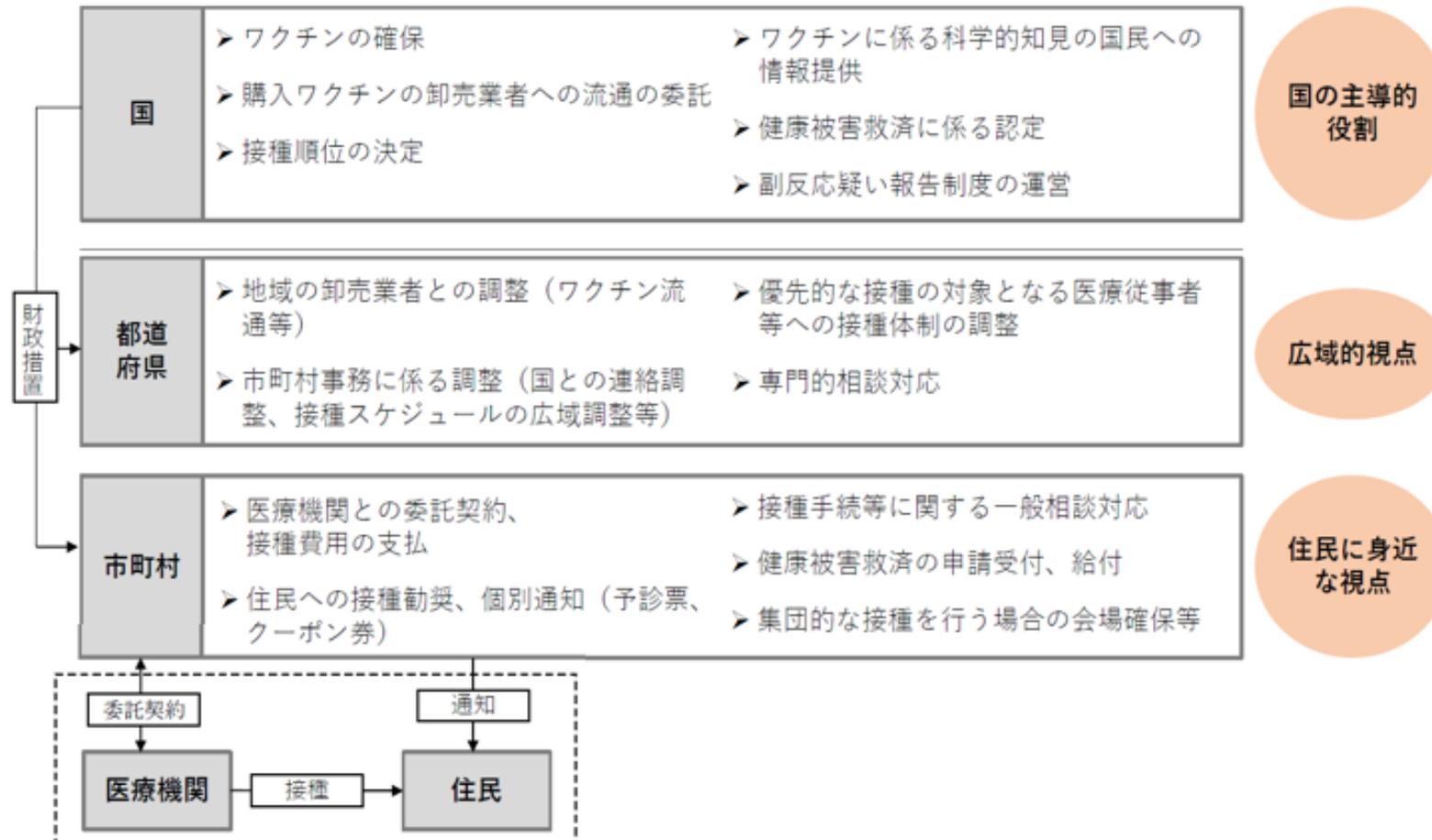


⑦ワクチン

<新型コロナウイルス感染症対応>

実施主体と関係者の役割分担

- ・ 厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、接種体制・流通体制を速やかに整備する。



新型コロナ対応 ワクチン接種における府の取組み

事項		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
ワクチン接種	接種会場等の設置・運営	○医療従事者等優先接種(令和3年2月～) > 対象者の優先順位の方針を調整し、接種券付き予診票を送付 > ワクチン配送センターを設置し、ワクチンを一元管理 > LINE予約システムを導入し、効率的な予約管理を実施		→			
		○大規模接種センターを設置(令和3年6月～) > 府独自で大規模接種センターを設置			→		
		○ホテルプリムローズ大阪接種センターを設置(令和4年4月～) > 医療機関と協定を締結し、府の接種センターとして接種を実施				→	
	接種促進支援	○接種促進(令和3年～) > 国の支援制度を活用し、個別医療機関への協力金の給付及び職域接種を実施する中小企業等に補助金を支給			→		
		○若年層向け接種促進(令和3年10月～) > 若年層に対し、SNSやデジタルサイネージ等を活用した広報を実施 > 府大規模接種会場にて、大学等の単位で接種を受入れ > 経済団体を通じて、接種促進に向けた協力の働きかけを実施			→		
		○高齢者向け接種促進(令和4年6月～) > 高齢者施設等に対し巡回接種及び接種券の代行手配を実施				→	
	副反応等対応	○専門相談窓口の設置(令和3年2月～) > 医療従事者等を配置したコールセンターを設置し、一般的な相談（ワクチン制度）や専門相談（副反応）に対応					→
		○専門医療体制の確保(令和3年4月～) > 副反応等に対応する専門的な医療機関を、二次医療圏及び三次医療圏で確保					→

⑨治療薬・治療法

1. 行動計画に基づく治療薬の備蓄

- ◆ 大阪府では、国が示した備蓄目標にあわせ、平成17年から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄。
（現在は、タミフルカプセル、タミフルドライシロップ、リレンザ、イナビル、ラピアクタ、ゾフルーザの6種類を備蓄）
- ◆ 府は、国から提示された備蓄目標量122万1,500人分（全国都道府県の備蓄目標量1,750万人×6.98%（人口比率））を備蓄済。国の方針に基づき、小児に使用されるタミフルドライシロップを最優先で備蓄し、作用機序の異なるゾフルーザを次に優先して備蓄。ラピアクタは点滴静脈注薬であり重症患者等に使用されるため、優先して備蓄。タミフルカプセル、リレンザ、イナビルについては、既存の備蓄薬が有効期限切れになる時期を勘案しながら、順次切り替え。

2. 治療法に係る取組み

<新型コロナ対応>

- ◆ 新型コロナ対応における治験協力
治療薬（ゾコーバ等）の開発促進のため、宿泊施設において（一部、自宅療養者も案内）治験が行えるよう、製薬会社・医療機関に協力。

<平時の取組み（現在）>

- ◆ 府内の治験環境整備
医療機関が、病院内だけでなく病院外で実施する治験（DCT：Decentralized Clinical Trials、分散型臨床試験）等にも対応できるよう、府内の治験環境の整備を促す取組みを令和5年度より開始。

⑫物資

1. 行動計画に基づく個人防護具の備蓄

- ◆ 大阪府では、府独自の備蓄目標（ガウン、キャップ、グローブ、ゴーグル、N95。府民78,500人分）を新型インフルエンザ等対策用PPE資材として備蓄。

2. 新型コロナ対応

- ◆ 新型コロナ対応においては、大阪府では、流行当初より、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関等に対し、新型インフルエンザ等対策用PPE資材を供給したが、新型インフルエンザ等対策用備蓄では、医療機関への供給を十分に行えず、国からの供給も需要に対し少量であったことから、府においてPPE資材を調達し、医療機関に供給した。

- ◆ 今後の備蓄目標について、国方針が提示され次第検討。
- ◆ また、健康危機対処計画に基づき、地方衛生研究所においても物資を計画的に備蓄。
指定地方公共機関においても、有事に備え、業務継続計画に基づいた備蓄が望ましい。

【国の物資備蓄の考え方】

◆ 備蓄の根拠

特措法改正により、令和6年4月より、個人防護具が備蓄対象として明記

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、医療機器、個人防護具(感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をいう。)その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。(一部略)

◆ 今後の備蓄品目及び備蓄量について

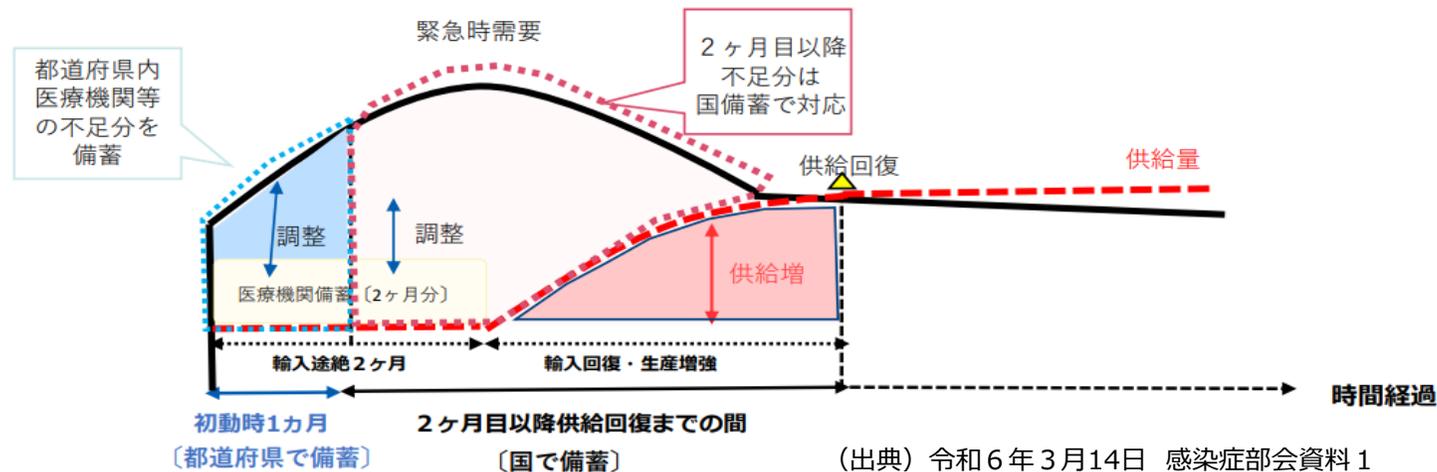
備蓄品目については、新型コロナウイルス対応時と同様に、①サージカルマスク、②N95マスク、③アイソレーションガウン、④フェイスシールド、⑤非滅菌手袋の5物資とする。

備蓄量については、新型コロナウイルス感染症対応時の需給実績を踏まえ、備蓄水準を設定。

◆ 今後の備蓄体制の考え方

今後の備蓄体制については、多様な主体による備蓄の確保を進める観点から、次の体制にて備蓄の確保を推進する。

- ・医療機関：協定締結医療機関における備蓄の推進(2ヶ月分を推奨)
- ・都道府県：**初動1ヶ月分の備蓄の確保**
- ・国：2ヶ月目以降供給回復までの間の備蓄の確保



- ◆ 5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）全てを用量2か月以上備蓄する医療機関は、協定締結医療機関3,078機関のうち876機関で3割弱（国の目標値は8割以上）。
- ◆ 各物資について備蓄を行う医療機関（備蓄量は、各医療機関で必要量を見積もり）は、病院・診療所は各物資8割以上、訪問看護事業所は7割前後。

● 5物資全てについて2か月以上備蓄を行う協定の締結医療機関数

	5物資2か月以上の備蓄を行う協定の締結医療機関数		
病院	199機関	／	440機関 (45.2%)
診療所	577機関	／	1,944機関 (29.7%)
訪問看護事業所	100機関	／	694機関 (14.4%)
計	876機関	／	3,078機関 (28.5%)

※分母の機関数は、協定締結医療機関数

● 5物資それぞれについて備蓄を行う協定締結医療機関数（協定締結医療機関数に占める割合）

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病院	374機関 (85.0%)	371機関 (84.3%)	370機関 (84.1%)	366機関 (83.2%)	373機関 (84.8%)
診療所	1,710機関 (88.0%)	1,560機関 (80.2%)	1,632機関 (84.0%)	1,565機関 (80.5%)	1,703機関 (87.6%)
訪問看護事業所	487機関 (70.2%)	455機関 (65.6%)	479機関 (69.0%)	461機関 (66.4%)	485機関 (69.9%)

⑥まん延防止
⑬府民生活・府民経済

新型コロナ対応におけるまん延防止の取組み

- ◆ 基本的対処方針は全国一律の取組みとなることから、地域の感染状況等に応じたまん延防止の取組みが必要。
 (府では、新型コロナ対応において、情報分析等に基づき、府の感染・療養状況に応じたまん延防止に向けた取組みを実施した。)

<新型コロナウイルス感染症対応>

	まん延防止に向けた主な取組み
第一波	<ul style="list-style-type: none"> ●初動体制の整備（対策本部の設置（国本部会議設置や、府内1例目患者確認前）、府による患者情報の一元化、府への入院調整の一元化等）【府独自】 ●大阪モデルに基づく府民の行動変容の促進【府独自】 ●積極的疫学調査による、ライブハウスクラスターや夜の街クラスターの公表による府民への注意喚起、外出自粛の働きかけ等【府独自】 ●緊急事態措置 ●国の水際対策に基づく検疫フォローアップの実施
第二波	<ul style="list-style-type: none"> ●夜の街での感染拡大防止に向けた府民への注意喚起、夜の街関係者等への受診勧奨、集団検査、ミナミ検査場の設置 ミナミの一部地区における接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への休業要請又は時短要請【府独自】 ●感染防止宣言ステッカーの導入【府独自】
第三波	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等への時短要請(10～12月)【府独自】 ●緊急事態措置
第四波	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等への時短要請 ●まん延防止等重点措置 ●緊急事態措置 ●感染に強い飲食の場づくり・ゴールドステッカー認証制度による飲食店の環境整備 ●4人以下のマスク会食の徹底・飲食店スマホ検査センターの設置【府独自】
第五波	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置 ●緊急事態措置
第六波	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン・検査パッケージ制度の運用 ●まん延防止等重点措置 ●年度替わりの集中警戒期間における飲食店等への利用時間制限等の要請【府独自】
第七波	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等、重症化リスクのある方への対策の重点化
第八波	<ul style="list-style-type: none"> ●府民による「備え」と「対策」の働きかけ ●発熱外来ひっ迫時における受診対象の重点化等 ●新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行への備え（インフルエンザ疑い患者への相談・電話オンライン診療体制の充実）

飲食店への主な要請①

第一波	<p>○緊急事態措置（令和2年4月14日～令和2年5月15日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時）（酒類の提供は19時まで） ・（令和2年5月16日～令和2年5月31日）「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力
第二波	<p>○ミナミ休業・営業時間短縮要請（令和2年8月6日～令和2年8月20日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店※特措法施行令第11号第1項各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> »業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設に休業を要請 »遵守（導入）している施設に営業時間短縮（5時～20時）を要請 ・その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）に営業時間短縮（5時～20時）を要請
第三波	<p>○飲食店においては次の事項に留意するように要請、「パーティションの活用」、「会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事中のマスクの活用を含む）」、「斜め向かいに座る」、「CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認」</p> <p>○次の地区に対して営業時間短縮要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北区・中央区休業・営業時間短縮要請（令和2年11月27日～令和2年12月15日） ●大阪市全域休業・営業時間短縮要請（令和2年12月16日～令和2年12月29日、令和2年12月30日～令和3年1月11日、※令和3年1月31日まで延長） <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店※特措法施行令第11号第1項各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> »業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設に休業を要請 »遵守（導入）している施設に営業時間短縮（5時～21時）を要請 ・その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）に営業時間短縮（5時～21時）を要請 <p>○緊急事態措置（取組期間令和3年1月14日～令和3年2月7日、令和3年2月8日～令和3年2月28日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容 営業時間短縮5時～20時（酒の提供は11時～19時）</p>

飲食店への主な要請②

第四波	<p><主な要請></p> <p>○まん延防止等重点措置（取組期間令和3年4月5日～令和3年5月5日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大阪市）営業時間短縮5時～20時（市外は5時～21時）を要請。ただし酒類の提供は11時～19時（市外は11時～20時30分）まで ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置 ・上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 <p>○緊急事態措置（取組期間令和3年4月25日～令和3年5月11日、令和3年5月12日～令和3年5月31日、令和3年6月1日～令和3年6月20日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供をする場合：休止 しない場合：営業時間短縮20時まで ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
第五波	<p><主な要請></p> <p>○まん延防止等重点措置（取組期間令和3年6月21日～令和3年7月11日、令和3年7月12日～令和3年8月22日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（措置区域）営業時間短縮20時まで（その他の区域は21時まで）を要請。酒類の提供は原則自粛。ただし、ゴールドステッカー認証店舗等で、同一グループの入店を原則2人以内※とする店舗は11時～19時まで提供可能（その他の区域は11時～20時）（※令和3年7月12日～8月22日は原則4人以内） ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置 ・上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 <p>○緊急事態措置（取組期間令和3年8月2日～令和3年8月31日、令和3年8月20日～令和3年9月12日、令和3年9月13日～令和3年9月30日）</p> <p>対象施設 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供をする場合：休止 しない場合：営業時間短縮20時まで ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置 ・上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底

<主な要請>

○まん延防止等重点措置（取組期間令和4年1月27日～令和4年2月20日、令和4年2月21日～令和4年3月6日、令和4年3月7日～令和4年3月21日）

対象施設

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

要請内容

- ・（ゴールドステッカー認証店舗）以下の①又は②のいずれかとして（その他の店舗は営業時間短縮：5時～20時、酒類提供：自粛）
 - ①営業時間短縮：5時～21時、酒類提供：11時～20時30分 ②営業時間短縮：5時～20時、酒類提供：自粛
- ・（ゴールドステッカー認証店舗）同一テーブル4人以内（その他の店舗は同一グループ・同一テーブル4人以内）
- ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置
- ・上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・利用者に対し2時間程度以内での利用を要請

第六波

新型コロナ対応における飲食店に対する取組み

<p>感染防止宣言ステッカー</p>	<p>感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、各業界団体が作成した業種別ガイドラインの普及と感染防止対策を各店舗で実施することを目的とし、ガイドライン順守等に同意した店舗に発行</p>
<p>感染防止認証ゴールドステッカー</p>	<p>府内飲食店約10万店舗のうち、テイクアウト等を除く約7万店舗を対象に「感染防止認証ゴールドステッカー」制度を創設。国の必須・任意項目だけでなく、他府県の制度や業種別ガイドラインを参考に府独自の認証基準を設定</p>
<p>飲食店スマホ検査センター</p>	<p>飲食店の従業員から利用者への感染といった、飲食店を起点とした感染拡大を防止するため、症状のある飲食店従業員を対象にスマホから簡単に検査を申し込むことができる飲食店スマホ検査センター事業を実施</p>
<p>ワクチン・検査パッケージ制度</p>	<p>感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、緊急事態措置やまん延防止等重点措置時において、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を用い、飲食店等の各分野における行動制限を緩和する制度</p>
<p>飲食店等への見回り</p>	<p>昼の見回り：国の基本的対処方針において、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置を実施する区域となった場合、措置区域内全ての飲食店等を見回り、措置区域の飲食店等を個別訪問し、要請内容の周知・遵守確認や第三者認証制度の取得勧奨を日中の時間帯に実施</p> <p>夜の見回り：特措法及び国の基本的対処方針に基づき、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域において、感染リスクが高いと指摘されていた飲食店等に対する時短要請等の実効性を確保するため、実施区域内の全ての飲食店等を見回り、要請の遵守状況を確認するとともに、正当な理由なく要請に応じない店舗について個別に要請を行い、命令等の手続きを実施</p>

新型コロナ対応における事業者に対する支援策

国内旅行消費喚起事業	観光関連事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい経営状況が続いたことから、旅行機運の醸成並びに観光消費の喚起を図り、府内等の観光関連事業者を支援するため、対象プランの利用者に対する宿泊金額の割引等を実施
宿泊事業者への感染症対策等に対する支援	来阪旅行者に安全で安心な宿泊を提供できる環境を整備するため、府内の宿泊事業者及び民泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染所の感染拡大防止対策及び新たな需要に対応するための取組みを支援
営業時間短縮協力金	令和3年1月から令和4年3月までの間、大阪府が行った営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に協力金を要請期間ごとに1期から11期まで支給
大規模施設等協力金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の休業や営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給（全4期）
商店街感染症対策等支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛等の影響により、府内商店街がこれまでにない打撃を受けたことを踏まえ、商店街が組織的に「3密」を回避する感染症対策を実施するとともに、風評被害を払拭し府民が安心して買い物できるクリーンな場であることを広く発信するための事業を実施
超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）	感染症対策における「事業継続計画（BCP）」として、新型コロナウイルス感染症に対応し、最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」を専門家や関係機関のアドバイスを踏まえ作成し、府内中小・小規模事業者向けに府ホームページに掲載し、企業の自主的な作成を促進
高機能換気設備等の導入支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大リスクを低減するため、必要換気量を確保し、省エネにも資する高機能換気設備の導入に対し、環境省の補助金に上乗せ補助を実施
酒類販売事業者支援金	緊急事態措置等による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短要請の影響を受けている府内の酒類販売事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給